

# 平成22年6月甲良町議会定例会会議録

平成22年6月11日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第1号 平成21甲良町繰越明許費計算書について（一般会計予算）
- 第3 報告第2号 平成21年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第4 報告第3号 平成22年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
- 第5 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔平成21年度甲良町一般会計補正予算（第7号）〕
- 第6 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）〕
- 第7 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔甲良町税条例の一部を改正する条例〕
- 第8 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔甲良町税条例の一部を改正する条例〕
- 第9 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第10 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて  
〔甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第11 議案第29号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第30号 甲良町地域総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第31号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第32号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第34号 甲良町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第35号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第36号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求め

ることについて

- 第19 議案第37号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第20 議案第38号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第21 大滝山林組合議会議員の選挙
- 第22 請願第1号 県立高校の統廃合に関する請願
- 追加附議 意見書第2号 県立学校の統廃合に関する意見書（案）
- 第23 議員派遣について
- 第24 委員会の閉会中における継続審査および調査について
- 第25 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	濱 野 圭 市	2 番	丸 山 恵 二
3 番	木 村 修	4 番	金 澤 博
5 番	山 崎 昭 次	6 番	宮 寄 光 一
7 番	建 部 孝 夫	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	西 澤 伸 明	10 番	藤 堂 与三郎
11 番	山 田 壽 一		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	藤 原 新 祐
総 務 課 長	山 本 貢 造	会 計 管 理 者	山 本 昇
教 育 次 長	金 田 長 和	住 民 課 長	山 崎 義 幸
産 業 課 長	茶 木 朝 雄	企 画 監 理 課 長	米 田 義 正
人 権 課 長	中 山 進	税 務 課 長	建 部 真 理 子
呉竹センター館長	奥 川 喜 四 郎	建 設 課 長	若 林 嘉 昭
水 道 課 長	陌 間 守	住 民 課 参 事	川 嶋 幸 泰
総 務 課 参 事	陌 間 忍		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 大 橋 久 和 書 記 宝 来 正 恵

(午前 9時10分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年6月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

次に、日程第2 報告第1号から日程第4 報告第3号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第1号 平成21年度甲良町繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しをいたしましたので、ご報告をするものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

2款 総務費1項 総務管理費、事業名、小水力発電実証調査業務委託、翌年度繰越額2,640万円、財源内訳といたしましては、県支出金でございます。3款 民生費1項 社会福祉費、呉竹センター改築事業、翌年度繰越額3,947万2,000円、一般財源でございます。2項 児童福祉費、子ども手当システム整備業務委託349万7,000円、国庫が349万6,000円と一般財源の1,000円でございます。7款 商工費1項 商工費の高虎サミット事業委託で510万円の繰り越しでございます。一般財源です。8款 土木費2項 道路橋梁費、名神高速道路西明寺橋緊急修繕工事委託1,500万円、660万円の国庫と840万円の一般財源。小川原防災道路新設事業174万1,000円、一般財源。9款 消防費1項 消防費、全国瞬時警報システム整備業務委託601万7,000円、全額国庫です。10款 教育費1項教育総務費、中学校エレベーター設置等事業5,808万4,000円、4,728万円が国庫で、1,080万4,000円が一般財源です。理科教育設備整備事業234万6,000円、国庫122万7,000円、一般財源111万9,000円、合計、翌年度繰越額1億5,765万7,000円、国庫6,462万円、県支出金2,640万円、一般財源6,663万7,000円でございます。

それでは、続きまして、報告第2号 平成21年度滋賀県市町土地開発公

社の事業報告および財務諸表の報告についてでございます。

冊子をお開きをいただきたいと思っております。5ページをお願いいたします。

事業関係の1、土地の保有状況でございます。平成21年度当該年度中に償還が完了した事業用地、減少分とここでは表記されております。2,324.42平方メートルが申し出市町に譲渡された結果、年度末の保有面積、ここでは期末残高ということでございます。9万5,503.40平方メートルとなった。

また、土地の取得価格と保有している間に生じた金利を合わせました簿価格は12億2,744万8,470円となっているとあらわされております。

事業資金の調達につきましては、新規の借入れはなかったというものでございます。

9ページをお開きをいただきたいと思っております。

財務の概要、1、事業収支の概要ですが、当期の事業収益といたしましては、用地売却収益の合計5,396万8,589円の計上に対し、事業費用は用地費用、支払利息ならびに管理費の合計6,513万4,515円となりました。したがって、当期の事業収支は1,116万5,926円の損失であります。

なお、当期は公社が保有している申し出事業用地のうち償還の完了した1、申し出事業用地を売却されたというものでございます。

2番目の事業外収支の概要では、基本財産および財政調整基金の運用による収益のみであり、6万7,599円の利益の計上でありました。

以上の結果、当年度は1,109万8,327円の純損失の計上であったというものでございます。

それでは、続きまして、報告第3号へ移らさせていただきます。

平成22年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告についてでございます。

冊子の1ページをお開きいただきたいと思っております。

事業関係、大きな2番でございます。(1)の土地の取得造成については、新規の事業の申し出予定はないと。あった場合は即応し、直ちに対応した予算措置を行うと明記されてございます。

(2)で、土地の管理処分につきましては、平成22年度処分予定は、面積といたしまして3,744.95平方メートル、元金1億579万8,000円、利息735万円、合計1億1,314万8,000円でございます。

続いて、3ページでございます。

土地開発公社の収支予算でございます。予算の総額を1億6,902万円をお願いするものでございます。

また、9ページをお開きをいただきたいと思います。

公社の資金計画についてでございます。これにつきましては事業資金といたしまして、平成21年度末借入金の残高見込みは4億5,891万円、本年度の借り入れはなくて、返済は1億5,627万8,000円、平成22年度末借入金残高は3億263万2,000円でございます。

以上、報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○山田議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第5 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[平成21年度甲良町一般会計補正予算(第7号)]

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、承認第3号 専決処分をさせていただきました平成21年度甲良町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明を申し上げます。

表紙、お開きをいただきまして、第7号補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,863万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ39億7,311万7,000円にお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては第1表で、繰越明許費の補正につきましては第2表で、地方債の補正は第3表で説明いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1ページをお願いいたします。

1款 町税、補正額2,113万1,000円の減額、2款 地方譲与税9万8,000円の減額、3款 利子割交付金9万円の減額、4款 配当割交付金7万1,000円の減額、5款 株式等譲渡所得割交付金2万4,000円の追加。

2ページでございます。

6款 地方消費税交付金294万7,000円の追加、7款 自動車取得税交付金963万3,000円の減額、8款 地方特例交付金1,000円の減額、9款 地方交付税1億2,557万9,000円の追加、10款 交通安全対策特別交付金9万円の追加、12款 使用料及び手数料7万円の追

加、13款 国庫支出金665万円の追加、14款 県支出金314万4,000円の追加、15款 財産収入37万5,000円の追加、17款 繰入金1億3,717万2,000円の減額、19款 諸収入62万2,000円の減額、20款 町債1,870万円の減額、歳入合計、補正前予算額40億2,175万6,000円に4,863万9,000円を減額いたしまして、補正後を39億7,311万7,000円にお願いするものでございます。

続きまして、4ページ、歳出でございます。

2款 総務費、補正額18万円の減額、3款 民生費1,654万円の減額、4款 衛生費1,162万2,000円の減額、6款 農林水産業費245万3,000円の減額、7款 商工費30万6,000円の減額、8款 土木費136万1,000円の減額、9款 消防費160万2,000円の減額、10款 教育費1,392万5,000円の減額、12款 公債費65万円の減額、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。変更といたしまして、7款 1項の商工費、高虎サミット事業委託510万円でございます。追加といたしまして、10款 1項教育総務費、小中学校理科教育設備整備事業234万6,000円でございます。

7ページの第3表 地方債補正です。呉竹センター改築事業債1,790万円を減額いたしまして、補正後を1億4,950万円、防災基盤整備事業債80万円を減額し、910万円とするものでございます。合計は、補正前予算額3億9,354万3,000円、補正後は3億7,484万3,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

21年度の補正予算の専決処分でありますので、9月議会で決算の全体像が審議をされ、また、提出をされてくるだろうというように思いますが、2点だけ、この場では質問をさせていただきます。

1つは、11ページです。法人税の2,000万余りが減額になっております。補正前の金額と比べますと3分の1近くの減収であります。経済の状況も反映しているというように思いますので、減の理由についてご説明をお願いいたします。

もう1つは、14ページです。きめ細かな臨時交付金、地域活性化の名がついておりますが、これは以前中学校のエレベーターの設置工事の補助の1つとして説明をいただいたように、私、認識をしておりますが、繰越明許で中学校のエレベーター設置は繰越明許になり、さまざまな理由で延期をされたことが説明をされていますが、この分については交付金が入金という形になっていますので、そのバランス上、理由についてご説明をお願いいたします。2点です。よろしく申し上げます。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 第1点目の法人税の減額についてですが、大きな事業所において20年度に決算1,872万という所得割がありましたものが、21年度はゼロとなったもの、それから、次に大きいところで261万という20年度の決算があったところが、それもゼロ、次に、394万5,000円という所得割があったところが、それもゼロ、次に、258万2,000円という法人税の所得割があったところがゼロという21年度の決算になっております。

以上です。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、14ページの地域活性化きめ細かな臨時交付金のご質問をいただきました。おっしゃっていただいておりますように、これにつきましては、中学校の障害児対策事業ということでエレベーター、あるいはトイレに充てさせていただいております。国の二次補正で当初予算をいただいておりますけれども、その後、追加でいただいたというものでございまして、当初438万6,000円でございますけれども、続いて341万5,000円を追加いただきましたので、ここで繰越明許の計算書に合体をさせていただいて収入取り込みをさせていただいて、一般財源を少なくさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 14ページの方から再度お聞きしますが、そういう点で私の疑問は、繰越明許が全額繰越明許になっておって入はされている。そして、この341万5,000円というのは、言葉は悪いですが他の資金に流用になるということで現在はなるのではないか。その点では中学校のエレベーターの設置があれば別の財源がまた出動されるということで理解をさせていただくのか。それが1つです。

それから、法人税の点では、それぞれ金額を控えることができませんでしたがすけれども、前年度数百万、それから1,000万を超える所得割の法人

税を払っていた企業がそれぞれゼロになったということで、経済的な落ち込みの反映というように見ていいのかどうか、そういうように見ておられましたらご答弁よろしくお願ひします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、きめ細かな臨時交付金の関係でございます。少しおっしゃっていただいている意味がつかめておりませんので、また修正をお願いしたいと思ひます。

この事業につきましては、国への申請を中学校の障害児対策事業ということで申請をさせていただいております。当然一般財源も出ておりましたので、その分追加で交付されたものにつきましてこの費用に充当させていただくということで、規則的にやらせていただいているということでご理解をいただきたいと思ひますけれども、間違っておりますら、また修正をお願いいたします。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 今おっしゃるとおりで、経済状況の落ち込みによる減となるものです。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 エレベーターの件については、正確なところを言っていただければ結構なんです。中学校のエレベーター、繰越明許費を見ますと5, 808万4, 000円、これが全額翌年度に繰り越しています。けれども、規則上、申請をしたこの交付金については341万5, 000円、既に交付をされて、この中学校のエレベーター設置の工事の財源に充てるときには出勤をされて、留保されているということで見ればいいのか。そのことを聞いているんです。つまりここに入っている、補正予算に入っているということは、その工事に出動するはずの341万5, 000円が別の費用に出ているというように見えますので、そのところの説明はどうなるのかという点ですのでよろしくお願ひします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 私、しっかりと理解ができていなくて申しわけないんですけども、项目的にはこの事業につきましてはエレベーター、そして多目的トイレの設置、スロープの段差解消、そして既設の通路のひさし改修、そういうようなものを含んでおまして、そのすべてに対してこの臨時交付金を充当していくということでございますので、新たに何か違う項目で事業をさせていただいてというものは含んでないということでございますけれども、もう少し違っておりますらまたお願ひいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 一時的にこの341万5,000円はエレベーター工事に使う財源にはならないということで説明をいただければわかるんです。というのは、出勤の中にエレベーターに対応する出金がありませんので、普通ですと本予算にしろ、補正予算にしろ、入金と支出の部が対応していますね、何%かの差はありますけども。今回差がないので疑問に思ったので、一時的にはエレベーター以外の財源に回るんだということで理解ができると思うんですが。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 23ページを見ていただきたいと思うんですけども、10款の教育費の5目の教育施設整備費なんでもございますけども、補正の額の財源内訳の中で、国・県支出金に301万9,000円を入金しております。そして、一般財源を369万1,000円、そのほかの減額分もありますのでやっておりますけど、ここで財源構成という形で一般財源が要らないということで出ベースでは出しておりますので、新たにというものではないということでご理解をいただきたいと思います。

○山田議長 ほかに質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

本予算において、暮らしや福祉、医療、農業などに重点的に支援をする事業を取り組むべきだというように求めているものです。決算整理に当たる年度でありますし、補正の専決処分という範囲におきまして、おおむね容認できるということで賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第6 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)]。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○中川保健福祉課補佐 それでは、次、めくっていただきまして、専第4号、専決処分させていただきまして平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

次をめくっていただきまして、歳入歳出予算の補正について、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410万1,000円といたします。歳入歳出の補正の内容につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

次、1ページをご覧ください。

歳入、1款 支払基金交付金、補正額162万円の減額、2款 国庫支出金121万円の減額、3款 県支出金30万2,000円の減額、4款 繰入金27万円の減額、6款 諸収入99万円の増額、歳入合計、補正前の額が651万3,000円、補正額が241万2,000円の減額、合計410万1,000円でございます。

次、2ページをご覧ください。

歳出、2款 医療諸費、補正額324万円の減額、3款 諸支出金、82万8,000円の増額、歳入歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第7 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[甲良町税条例の一部を改正する条例]。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○建部税務課長 専第5号について、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に交付されたことに伴い、地方自治法の規定により甲良町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので承認を求めるものでございます。

甲良町条例の一部を次のように改正するものです。

第44条第2項中「および公的年金に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「および公的年金等に係る所得」を削り、「同条第5項」を「第6項」とし、「第4項」を「第5項」とし、「第3項」の次に次の1項を加える。4、第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払いを受けたものであり、かつ当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中給与所得以外とあるのは、給与所得および公的年金等に係る所得以外とする。

主な改正といたしましては、20年度の税制改正で年金に係る税は年金からという考えのもと、65歳以上の人の年金特徴が始まりましたが、65歳未満の人の年金に係る税が普通徴収となったことで、今回65歳未満の方の年金に係る税も給与の税と合算して給与から特別徴収できるようにしたもの、4項の追加については、65歳以上の方の年金に係る税は年金特徴とするという読みかえ規定でございます。

第45条第1項、第48条第6項につきましては、引用条項等のずれとな

るものです。

「付則第15条」を削り、「付則第15条の2」を「付則第15条」とするものです。

付則、施行期日、第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

次の第2条、2ページの第3条について、町民税、固定資産税に関する経過措置となるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

1点、ご説明いただきたいと思います。先ほど提案説明の中にもありましたけども、法例上の文章ですので非常にわかりづらいんですが、65歳以上の公的年金が天引きをされる、こういう方法がいろいろ批判を受けています。そこで普通徴収、つまり銀行からの振りかえも選択できるということで、そういう制度変更がありました。それとも関連をした今回の条例改正だということにも見えますが、再度改正の趣旨という点で私の理解が間違っていれば、また説明いただきたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 今回の改正は、今の西澤議員のおっしゃる普通徴収扱いにできるというのは以前から変わらないことですが、今回の場合は、去年から65歳以上の人のみ年金特徴、年金の所得については年金特徴となったことによって、65歳未満の方も公的年金をもらっておられる方については、20年度までは給与所得の中に含まれて特徴ができたものが普徴扱いになってしまったもので、65歳未満の方は普通徴収扱いと給与からの特別徴収扱いというふうになっていたものを、今回65歳未満の方は給与の特徴の中に年金部分も含めて特徴ができるという改正内容であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、今の説明ですと、特徴もできるということで普通徴収、つまり本人からの支払いと、それから天引き、つまり特徴ですね、事業所からですから、年金ですと社会保険庁から天引きをされてしまうことと両方選択できるということなんですか。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 そのとおりでございます。年金特徴の方については申し出により普通徴収扱いができますし、給与の特徴に含まれた年金部分についても

住民税の申告時にその旨を申し出ていただければ普通徴収扱いとできます。  
以上です。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどから質問の中にも述べておりますが、65歳以上の公的年金受給者の年金からの税金の天引き、これは非常に批判の強いものであります。国の方は、加入者の便益というように言っておりますが、徴収する側の一方的な論理であります。そういう点でも国民の納得を通じてできるものでありませんし、それを準じて条例に反映するというものでありますので、容認できないことを表明をさせていただいております。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第8 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[甲良町税条例の一部を改正する条例]。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○建部税務課長 専第6号、所得税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に交付されたことに伴い、地方税法の規定により、甲良町税条例の一部を改正する条例を5月31日付で専決処分しましたので、承認を求める

ものです。

甲良町条例の一部を次のように改正する。

付則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、以下、同条第2項第3号、同条第3項および同条第5項第3号におきましても、法律の名称と法律の略称の改正となるものです。

付則第20条の5第1項中におきましても、法律の略称の改正で、「租税条約等実施特例法」に改めるものです。

付則、この条例は、平成22年6月1日から施行するものです。

以上です。よろしくお願いたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、この改正条例は、文言の整理のみというように見えますし、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第9 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山崎住民課長 承認第7号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日をもって専決処分いたしました。この条例の一部改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する政令が公布されまして、課税の限度額や課税の特例を加えるものが主な内容でございます。

まず、内容でございます。第2条、課税額第2項中「47万円」を「50万円」に、同条第3項中とありますのは、後期高齢者支援金等課税額の限度額でございます。「12万円」を「13万円」に改めるもので、第23条中、これは国民健康保険税の軽減額でございます。「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に条例の改正をするもので、「法第314条の2第2項に規定する金額」、これは軽減額の基礎控除額を明記するものでございます。以下、これを「33万円」に改めるものでございます。

また、23条の次に新たに次の1条を加える条文追加でございます。

特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。被保険者が自発的理由等によりまして在職中の保険税負担と比較して過重にならないよう所得の100分の30に特例を設けたものでございます。

23条の2としまして、国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条および前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは、「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については所得税法第28条第2項の規定により計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（第2号および第3号）において同じ。）とする。

第24条の次に次の1条を加えるというものでございます。

これは、特例対象被保険者等に係る申告の条文の追加でございます。

第24条の2として、国民健康保険税の納税義務者である世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

2項、前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

付則第2項中、また付則第7項中は、引用条項の改正でございます。

付則、第1条、施行期日でございます。この条例は、平成22年4月1日から施行する。

適用区分として第2条、改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

今回の改正は、負担の増大と軽減策が併せて提案をされています。私は2つの理由で反対討論とするものです。

1つは、逼迫する国保会計、国保問題は国庫負担を大幅に減らしてきたことに根本的な原因があります。国の責任は果たさずに、加入者の負担増を求める立場が根本的に間違っていることを指摘しないわけにはいきません。

2つ目には、今回失業した者への課税の軽減が法的に整備されたことは一歩前進であります。しかし、前年度の所得を基準に課税される仕組みの中とはいえ、失業者からいくら3分の1になったとはいえ支払い能力はきわめて困難と言わねばなりません。人数割、世帯割は残っているわけですし、根本的な解決にはならないものでありまして、現行の減免規定を充実をさせることこそ求められておりますし、より根本的には国の責任を明確にして国庫負

担をもとに戻す、50%に戻すことが求められていることを改めて提起をしまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第10 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて。

[甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例]。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山崎住民課長 承認第8号、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成22年5月31日をもって専決処分いたしました甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正理由につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律の法律名、および略称された法律名の変更に伴う改正が主なものでございます。

では、内容でございます。

付則第13項中「又は」を「または」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「及び雑所得」を「および雑所得」に、「及び山林所得金額」を「および山林所得金額」に、「並びに」を「ならびに」、「若しくは」を「もしくは」に改めるものでございます。

付則第14条も同じく法律名の変更に伴う改正でございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年6月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、承認第8号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、承認第8号は承認されました。  
次に、日程第11、議案第29号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○大橋事務局長 議案第29号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第29号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

表紙をお開きをいただきまして、今回の補正につきましては、72万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ36億672万9,000円をお願いするものでございます。その内容につきましては、第1表の歳入歳出予算補正、また、債務負担行為の変更につきましては第2表にて説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

歳入歳出の予算補正でございます。歳入、18款 繰越金、補正額72

万9,000円の追加。歳入合計といたしましては、補正前予算額36億600万円に72万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を36億672万9,000円にお願いするものでございます。

続きまして、2ページ、歳出です。

1款 議会費、補正額11万円の追加、2款 総務費45万円の追加、10款 教育費16万9,000円の追加でございます。歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、3ページでございます。

債務負担行為補正でございます。中小企業金融円滑化法の施行に伴う対応といたしまして、3年間の損失補償期限の延長をいたすものでございます。

1、追加といたしまして、平成16年から21年までの滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保障債務損失補償につきまして、期間をそれぞれ3年ずつ延長をさせていただくものでございます。

また、2といたしまして変更でございます。平成22年度の損失補償につきましては、補正前の期間を平成22年度から28年度までの7年間から、補正後を平成22年度から31年度までの10年間ということで、同じく変更をさせていただくものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、補正のごくごく限定された範囲内ということでありまして、支出のところで証人の報酬など、議会の要請に応えた支出がされています。

また、湖東定住自立圏構想の推進協議会の負担金5万円も計上されていますが、問題点があるように私は思いますが、全体として、先ほども言いましたように限定的な補正の範囲ということで賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

ここで、トイレ休憩をしたいと思います。再開は、この時計で20分から再開したいと思いますので、よろしく願います。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第12 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第30号 甲良町地域総合センターの設置に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

呉竹地域総合センター館長。

○奥川呉竹センター館長 それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。

甲良町地域総合センターの設置等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

名称および構成施設で、第2条第1項中「呉竹住民センター」を「はばたきの館」に改め、同条第2項第2号中「呉竹住民センター」を「はばたきの館」に改める。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回は名称の変更であります。名称のように、どの人々も、そして地域にかかわらず、老若男女、命が輝くように施策を進めることを希望し

て賛成討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を裁決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第13 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第31号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

呉竹地域総合センター館長。

○奥川呉竹センター館長 それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

甲良町使用料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第2、第2条関係ですが、その1、公の施設の名称の欄中「13 呉竹住民センター」を「13 はばたきの館」に改める。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第14 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第32号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○中川保健福祉課補佐 それでは、議案第32号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、提案理由ですけれど、福井医療費の助成事業につきましては、滋賀県の補助事業ということで滋賀県の全市町村が実施しております。その中で、特に障害者関係の施設入所者に係る福祉医療費分の市町の負担について、施設を持っている市町と持っていない市町との偏りがあります。それを是正し、公平化を図るための条例の改正でございます。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正するものでございます。第2条第7号の次に、次の1号を加える。

(7)の2 障害者支援施設等、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。

第2条第8号中「重度心身障害者(児)」の次に「(甲良町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市区町村から甲良町の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。)」を「および規則で定める施設に入所している者を除く。」の次に「ならびに他の市区町村に居住する重度心身障害者(児)で、町長が医療費の助成を必要と認めるもの」を加える。

第2条の次に、次の1条を加える。

(住所地特例)

第2条の2 他の市区町村の区域内に所在する障害者施設等に入所したことにより、甲良町から他の市区町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害者（児）は、前条第8号に規定する助成対象者とみなす。ただし、重度心身障害者（児）が継続して2以上の障害者支援施設に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に甲良町の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

第4条第1項中「または第6項」を削る。

付則。

（施行期日）

1、この条例は、平成22年8月1日から施行する。

（適用範囲）

2、改正後の第2条の2の規定は、この条例の施行日前に他の市区町村の区域内に所在する改正後の第2条第7号の2に規定する障害者支援施設等（以下単に「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、甲良町から他の市区町村の区域内に住所を変更したと認められる同条に規定する重度心身障害者（児）についても適用する。

（経過措置）

3、この条例の施行の際、現に改正前の第4条に規定する受給権の公布を受けている改正前の第2条第2号に規定する重度心身障害者（児）であつて、この条例の施行の日前に甲良町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、同日前に滋賀県以外の都道府県から甲良町の区域内に住所を変更したと認められるものは、当分の間、改正後の第2条第8号に規定する助成対象者とみなす。

以上です。よろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第15 議案第33号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第10条は、休日の代休日の定めでございまして、第1項中「(休日)」を「(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等および休日)」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 昨日の全員協議会で議案説明の際に、この規定の前提となる1カ月60時間を超えた場合、この適用があるという説明がありましたが、60時間を週休2日をとりまして割りますと、約1日3時間の残業をする。それ自体が非常に恒常的に残業をする体制であります。こういう状況は、甲良町内ではこの1年間で適用される職員がいたのかどうか、ご説明お願いいたします。

○山田議長 陌間参事。

○陌間総務課参事 甲良町においては60時間を超える残業をされておられる職員はございません。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、議案第33号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第33号は可決されました。  
次に、日程第16 議案第34号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○大橋事務局長 議案第34号 甲良町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
平成22年6月8日。  
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。  
総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第34号 甲良町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。  
次のページをお願いいたします。  
第2条は、職員団体のための職員の行為の制限の特例の定めでございますが、第2号中「第9条」を「第8条の2に規定する時間外勤務代休時間、同条例第9条」に、「代休日」を「代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)」に改めるものでございます。  
付則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。  
以上、よろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はございませんか。  
西澤議員。

○西澤議員 これも1つは1カ月60時間を超えた場合に適用されることが、説明がございました。その点で対象がないということでありましたが、その

確認と、もう一つは、ここに表記にあります職員団体という規定がございますが、枠組み、つまりどの団体、任意の団体や親睦会も指しているのか、そうではなくて、法例上定めがあるということでありましたら、ご説明よろしくをお願いします。

○山田議長 陌間参事。

○陌間総務課参事 先ほど申しましたように、60時間を超えている職員はないということで、もう1回説明させていただきます。

それと、どの団体でもではなくて、公平委員会に届けられた組合、甲良町の場合につきましては、甲良町職員組合がこの規定に当てはまるものと思います。

以上でございます。

○山田議長 ほかに質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を裁決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第17 議案第35号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第35号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第35号 甲良町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

別表第2（第4条関係）級別職務分類表 6級の項 職務の名称の欄中「主監、」を削るものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。  
西澤議員。

○西澤議員 この改正案については、庁舎の機構改革の折に態度表明はさせていただきます。今回は、文言の整理でありますので、この範囲で賛成をさせていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、議案第35号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案の通り可決することに賛成の方はご起立願います。  
（賛成者起立）

○山田議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第35号は可決されました。  
次に、日程第18 議案第36号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○大橋事務局長 議案第36号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。  
上記の議案を提出する。  
平成22年6月8日。  
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。  
総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第36号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につき、

議決を求めることについてご説明申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律および地方自治法の規定により、平成22年3月21日から、近江八幡市および安土町が廃され、その区域をもって近江八幡市が設置されたことに伴い、滋賀県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

別表第1および別表第2第3区の項中「、安土町」を削るものでございます。

付則といたしまして、この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第36号から37号、38号、共通をいたしますので態度表明をさせていただきます。

以前にも申しましたが、安土町の町民が町長リコールの最中、それ以前からも住民投票条例の制定など、安土町を残すという運動をされてまいりました。とりわけ町長のリコール運動の最中には結論がもうすぐ出るという段階を待たずに嘉田知事が合併の強硬の議案を出してきたところであり、憤慨をしている1人であります。そういう点で非常に残念なことでありますが、今回、それぞれの議案の文言整理、規約の文言整理でありますので、その範囲で賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第19 議案第37号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第37号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第37号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議決を求めることについてご説明を申し上げます。

近江八幡市と安土町の合併に伴い、滋賀県市町村職員研修センター規約を変更するにあたり、地方自治法第290条の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表中「安土町」を削るものでございます。

付則といたしまして、この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第20 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第38号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年6月8日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第38号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについてご説明を申し上げます。

近江八幡市と安土町の合併に伴い規約を変更するにあたり、地方自治法第290条の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表中「、安土町」を削るものでございます。

付則といたしまして、この規約は滋賀県知事の許可があった日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第21 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、北落の・川公夫さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました・川公夫さんを大滝山林組合の議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました・川公夫さんが大滝山林組合議会議員に当選されました。

○山田議長 次に、日程第22 請願第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

請願第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 請願第1号 県立高校の統廃合に関する請願。

○山田議長 本請願については、金澤議員が紹介議員になっておられますので、金澤議員から提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

ただいま局長から、県立高校の統廃合に関する請願が6月1日に請願者として、滋賀県公立高等学校教職員組合の執行委員長であります杉原秀典氏より申し出がありました。紹介議員として、私、金澤博が趣旨説明を行います。

県教委は、県立学校あり方検討委員会の報告を受けて県立高校の統廃合計画案をつくっています。報告には、学校の廃止も含めた大幅な統合、再編の必要があるとあります。さらに、学校の適正規模を1学年4から8級から、1学年6学級から8学級へと変えています。私たちは、今回の統廃合には以下の重大問題があると考えます。

第1に、滋賀県から多くの県立高校がなくなることです。報告の物差しを当てると、46校のうち25校が統廃合の対象校になります。少なくとも7校が、公私比率を見直し公立を70%に下げると、さらに5校が削減されます。

第2に、適正規模の高校を大規模化し、学校の教育力を下げることです。

大方の教育関係者は、子どもたちの発達にとっての適正な学校規模は1学年5から6学級だと考えています。あり方検討委員会の報告も、高等学校関係者への聞き取りによると、6学級規模が最も適切であるとする考え方が多く聞かれますと述べています。その規模なら担任が、自分が属する学年の全クラスの授業を担当し、生徒の生活や活動、つまずきや成長の状況を共有することができます。3年間を通しての教職員と生徒の関係の深さは、生徒の発達にとって重要なことです。生徒自身が学年や学校全体で自主的な活動をする上でも有効です。県教委も、これまで1学年4から8学級を適正規模とし、これに学科や地域性などの諸条件を加味して3学級や9学級以上の学校も認めてきました。

1学年の学級数は、今後2018（平成30）年度までにはほぼ6学級で推移します。これはちょうどよい学級規模です。

県教委は、生徒減の多い地域があると説明します。しかし、平均7学級程度にするとして、一方で、学科や地域性などの事情で4から5学級規模の学校を残す必要があります。そうすると、他方では8学級や9学級以上のマンモス校が残り増加することになります。

第3に、公立高校の数と募集定員が減らされると、希望しても高校へ入学できない子どもたちが一定数出てくる可能性があることです。公立高校の枠が狭くなり、格差と貧困の広がりの中で、私学への入学も難しい場面があります。

第4に、教職員の年齢層が中高年に偏ることです。学校・学級数が減ればその教師が要らなくなり、新規採用が抑えられるからです。既に生徒の募集減による教職員の年齢構成の高齢への偏りが深刻です。09年現在、全県で20代の教諭はわずか36人、1.8%です。若いホームルーム担任やクラブ顧問はおらず、ある学校では、生徒が、うちの学校はおじいちゃん学校だと言います。若い教職員がいない学校は、思春期・青年期の子どもたちとつながる力が弱くなり、欠陥の学校です。

第5に、全県一学区の問題点がさらに深刻になります。地域の学校がなくなり通学の時間や費用が増えたり、地域と学校とのつながりが薄れます。入試競争と学校の序列化がさらに進み、それは新たな統廃合の条件をつくります。

県教委は、子どもの減少と統廃合の理由にします。確かにこの19年間で7,000人の子どもが減りました。しかし、1990年は生徒が最も多くマンモス校が沢山ありました。体育館には全員が入れず、行事や部活動でみんな我慢していました。2009年は生徒が最も少なく、学校がちょうどよい状態になりました。子どもの減少で学校がちょうどよい状態になったことを無視して統廃合の理由にすることは一種のトリックです。

県教委は、県の財政難を理由にします。しかし、子ども1人当たりの使う県のお金は全国の44位から47位で、毎年最下位クラスです。県財政で見直すところはまだまだあります。

県教委は、他府県の統廃合の進行を理由にします。しかし、滋賀県は統廃合が進んでいなくても子どもの減少が少なく、学級規模は全国平均よりも大きいです。

今、ほとんどの父母・県民が事態を知らないまま、子どもの未来を左右する重大な統廃合計画がつくられ、実施されようとしています。少なくとも父母・住民の意見をふまえた市町村議会と教育委員会の意見を聞くべきです。

以上をふまえて、下記のことを請願します。

請願項目。

1、県および教育委員会が一方的に県立高校の統廃合を進めないよう、滋賀県知事、県教育委員会に対して意見書を提出すること。

2、県立高校の統廃合について、私たちが意見陳述をする場を設けること。  
以上です。

○山田議長　　ここでお諮りいたします。

これより、審議願います請願第1号につきましては、全員協議会で説明いただきましたので、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長　　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

金澤議員から紹介いただきました請願の趣旨および理由に、全面的に賛同をするものです。その上で、私は4点にわたって賛成の立場を表明させていただきます。

1つは、嘉田知事が世論と運動に押されて、高校の統廃合はしないと言っていると報道がありました。しかし、検討あり方委員会の答申は緩める動きはありません。

2つ目には、学校は文化と地域の中心点であります。とりわけ今回対象となっている25校のうち、湖東と湖北が非常に多くなっています。一番私たちの町に近いところでの愛知高校、そして西高や専門学校の彦根の工業高校と、それから近江八幡の工業高校が統合をされるという動きもあります。そういう点でも、この動きをきっちりと私たちの立場で声を上げていく必要があると思っています。

3つ目には、財政難を理由にして子どもたちの教育の権利を縮小してはならないというように思います。まだまだむだな使い方や、そして工夫が要るのかどうか、こういう検討も要りますし、私は議会運営委員会で杉原氏の提案説明や提出理由を聞かせていただきましたが、むやみにすべて統合を反対しているわけではない。1つ、2つ、こういう統合もあり得る。しかし、県民の声、子どもの声、保護者の声、とりわけ中学校や小学校に送っている保護者の声を聞く必要がある、こういう意見に非常に感銘をしています。

4つ目は、何よりも私は、真理を学ぶこと、真実を学んでいく学校と、それから競争による教育と。人と争いをして、そして振り落としていく、こういう教育とは相入れないというように思っています。全県一区の高校の入試制度が導入をされて以来、南へ南へと集中をして、そして南からあぶれた高校生、生徒たちが湖東や、そして湖北に舞い込んでくる。そして、遠くにしか行けないような状況がつけられる。そして、その上に公私のバランス、県教委が言っています私学を3割にしていくという流れは、公教育、つまり公に私たちが子どもたちの成長のために保障をしていく教育が本当に利潤のための教育に変えられる危険があります。

そういう意味でも、今回の請願を賛成をさせていただいて、県民、そして町民の方々に知っていただく、こういう議会の世論づくりの1つにしていく必要があることを訴えまして、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

追加議事の都合により、ここでしばらく休憩いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

さきの休憩中に議会運営委員会が開催され、日程について協議され、意見書について追加日程として処理することになりましたので、追加日程第1意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第2号 県立学校の統廃合に関する意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月11日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 金澤議員。

賛成者 建部議員。

賛成者 濱野議員。

賛成者 藤堂議員。

賛成者 丸山議員。

以上です。

○山田議長 本意見書については金澤議員から提出されておりますので、金澤議員より提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 県立学校の統廃合に関する意見書(案)を提案いたします。

今、滋賀県教育委員会が進めている県立高校の統廃合計画づくりに、町民は不安を感じています。県立学校のあり方検討委員会の学校の廃止も含めた大幅な統合・再編の必要がある。1学年当たりおおむね6学級から8学級妥当との方向で計画が進めば、多くの高校が統廃合の対象になります。特に甲

良町の周りには統廃合の対象となる5学級以下の高校が沢山あり、甲良の子どもたちが通う幾つかの高校がなくなると予想されます。

近くの学校がなくなれば遠くの学校に通わなくてはならず、通学にかかる時間や費用が重なります。また、通う学校の規模が大きくなれば、学校の先生と子ども、子ども同士のかかわりが薄くなり、教育効果が下がると考えられます。さらに、地域の学校がなくなれば、地域の過疎化につながり、経済も含めて地域がさびれていきます。私たち地域の住民にとっては耐えられないことです。

県の財政は確かに厳しいと考えますが、子ども1人당りに使う県のお金は全国で最下位クラスだと指摘されています。また、統廃合の理由として子どもの減少が言われています。しかし、20年前のマンモス校時代と比べれば、子どもが減った今が学校は適正な規模であり、教育環境は良好だと言えます。

地域の子どもの将来を考えると、今回のような大幅な統廃合計画は中止すべきだと考えます。少なくとも統廃合先にありきではなく、私たち地方議会や地域住民の意見を聞き、それをふまえた上で今後の方向を決めるべきだと考えます。拙速な決定は将来に禍根を残すと考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月11日。

滋賀県甲良町議会議長 山田壽一。

滋賀県知事様。

滋賀県教育委員会教育長様。

以上です。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、意見書第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。  
起立全員であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第23 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第24 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題をいたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第25 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願い申し上げます。

それでは、9番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を行います。

最初に、官製談合疑惑について行政の姿勢をただしてまいります。

故村田局長のご逝去に際して、改めて心中より哀悼の意を表するものです。突然の死去はさまざまに憶測を呼んでいます。原因は断定できません。疑惑の渦に巻き込まれたとの見方もされています。いずれにしても町職員が公正中立、住民奉仕の全体の奉仕者との立場を貫くことができるよう、あらゆるゆがみを正す必要を感じずにはられません。

また、ご遺族の手紙も開会前に議長から披露がございました。だからこそ、どのような立場にしようとも真相を明らかにすることこそ彼の無念に応える道ではないでしょうか。

官製談合疑惑については、今百条調査委員会が調査、審議を進めていて、私は真相解明に全力を挙げる決意を新たにしております。今回、官製談合疑

惑の調査の到達点は、関係議員の努力と行政のご協力で、私流の解釈では主に2つの事実が解明され、2つの疑問点に絞られてきたと言えるのではないのでしょうか。

つまり、ランク区分の変更で、従来指名されなかったランクの特定業者が指名されるようになったこと、もう1つは、公開された予定価格と当日の開札結果表における30万円、40万円の差、この2点ではないかと思われま。これは証人によって提出をされた会話記録をどう評価するかとは全く別の問題で、否定できない事実でございます。この入札にかかわった関係者が進んで真実をありのまま語っていただくことを切に希望してやみません。

今回は角度を変えて、北川町政が不正を根絶し、開かれた町政へ明確に向かう上でも、この官製談合疑惑を明らかにして事件の全容解明を進めるかどうか大きな焦点だと考えます。

そこで、1つ目は、現時点でも落札業者と前町長ら行政幹部が関与したと強く推認される状況があらわれてまいりました。行政として競争入札妨害で告訴、告発などの対応が現在でも求められているのではないかと考えますが、その見解を求めます。

続けて、談合情報があった場合に提出を求める誓約書の効力はどのようなものかをお尋ねいたします。

この2点、まずよろしく願いいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 今、西澤議員から官製談合疑惑についての質問がございました。3月9日に、3月議会の開会日にその件についての調査をするということで百条委員会が設置をされました。それ以降、4月15日に百条委員会に出ただく方々の費用弁償等も含めた臨時議会も開催をされ、それから以降今日まで6回の百条委員会が開催されたという経緯がございます。私もこの百条委員会の開催された中で何回か公務のないときは傍聴もさせていただいた、そういうようなことでございます。

そういう中で、委員会の皆さんが各方面からのいろんな資料の提供、あるいは証人の方々の発言等を集約されながら今日まで委員会としての経緯をまとめていただいているのではないかなというような中で、まだ現在は委員会が最終的に決断をされたというようなことではなく、まだ継続的に調査中というようなこともございます。したがって、ここでそのことに対してただいま現時点での告訴、告発というような質問も出ておりますが、我々行政としましてはこの推移をしっかりと見守りながら、今後百条委員会がどういう結論に達するか、それをふまえた上で我々の行政の顧問弁護士さんとも相談をさせていただきながら適切な対処を進めてまいりたい、このように思っ

ております。

それと、談合情報があった場合の提出を求める誓約書の効力というものはどういうものかというようなことですが、今回の件については、昨年7月9日に入札が執行されました。それから以降今日まで、既にそのことが執行されたことによって業者さんによって事業が進められ、例えばライフサポートセンターは既に供用を開始しているし、そして、呉竹センター「はばたきの館」については、この7月17日に竣工式を迎えるというような形で今日まで事業が既におおむね完了いたしました。

そういう中で、今後の対応としては、誓約書云々じゃなしに、百条委員会の経緯を見守りながら、それも含めて判断をしたいと。ただ、今日まで入札については談合情報がしっかりと、どなたがどういう形で提供があったというような場合はそういうことを精査しながら入札を延期するなり、あるいは中止をするなり、あるいは、改めて入札をやり直すなりというような方向でいままでから来ているのではないかなというように思います。ただ、今の場合は既に執行され、工事も完了したというようなことですので、今後誓約書についてはそれなりにしっかりと調べ直して対処をしていきたい、このように思います。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 現時点で明らかかなところ、それから不明で断定できない部分も確かにございます。今後の解明の上では、行政の側でぜひお願いをしたいのは、解明が進んでいく段階で明確に特定できる情報なり、それから証拠がある場合、これは行政としての告訴、告発の義務も課せられてまいります。

そして同時に、私、2つのことを求めましたのは、誓約書の中身は、確かに町長が言われるように完成をさせていますし、それから、竣工も間近というところではありますが、正当な競争があった場合、どういう不利益が行政の側、つまり町民の側にあったのかということも十分精査が必要です。

そこで、住民側の訴える機関というのは限定をされています。例えば監査請求ですと、そのことが起こってから1年以内ということがありますので、その差額を返せ。つまり不当な契約だったというように訴える場合は7月9日までという限定になります。そういう場合も想定をされて、行政の方では不正なことが発覚をした場合には、この誓約書に基づいて無効解除の手続きができるようになっていきますので、真相の解明の進展と併せてぜひご検討いただきたいというように思います。それが1点目です。

それから、2つ目は、誓約書の問題であります。株式会社であれば代理人が誓約書にサインをしています。これは、落札業者だけではなく、他の業

者も共通をしています。工事契約は代表者と交わすのに、一方的に解除されても異議申し立てませんという、その誓約書、こういう入札前に交わす誓約書は代理人で法人代表者のサインも代表印もないというものが効力があると言えるのかというのが疑問が湧いてくるのですが、その点、調べていただいて、ぜひそのことも効力があるのかどうか、吟味をしていただく必要があります。この2点、お願いいたします。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今回の西澤さんの正当な場合においてのというのと、もう1点、差額、1年以内についての検討ということについては、また検討しながら行政として対応していきたいというふうに思います。

それと、契約書における代理者、その入札前の代理者の効力があるのかということにつきましても、県の土木管理課のご指導をいただきながら、また他のところの勉強も含めながら検討していきたいというふうに今思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 誓約書を見ますと、代理人がサインをし、そして、代表者の名前についても代筆をし、そして、印鑑は代理人の印鑑であります。こういう点で、もしそういう場合が想定を、誓約書の効力を争わなければならないときに有効に活用できるのかという疑問が生じてまいります。もとをただせば、談合情報が出た段階でその誓約書、つまり厄よけ程度でこの誓約書が提出されて、入札が失効されていること、根本に問題がありますので、先ほど町長が言われましたように、重大な大きな工事、それから、そういう疑問が思われるものについては入札をとりあえず延期するという措置も視野に入れながら検討いただきたいというふうに思いますし、もう1つは、この契約書の効力については、法的な見解もありますので、十分なる法律上の専門家と協議、相談をして対応されることを求めているとおきたいと思っております。この点について再度ご答弁願います。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 専門家と勉強させていただいて協議をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、今回の教訓を活かして、これはまだ調査の過程でありますし、最終的な結論を待つわけではありますが、公平な入札制度はこもごもに各自治体で検討され、模索をされています。そこで公正な入札制度に向けた準備の状況、それから検討課題、どういように進んでいるのか、ご説明、ご報告お願いいたします。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 公平な入札制度の導入に向けた準備と課題ということで、準備につきましては、現在平成22年度より予定価格の事前公表を取りやめ、事後公表といたしたところでございます。そのことにつきましては、町内業者には通知文を送付いたしまして、町外業者向けにつきましては、町のホームページで公表を行ってきているところでございます。

なお、平成23年度に向けては条件つき一般競争入札の検討も必要であろうというようなことも審査会の中でも話をしているところでございますので、それともう1点は、現在の入札審査会において入札に関する書類の保管、また管理等、事務的手続も含めながら再確認、それと点検を行っているところでございます。

課題につきましては、事務局を含めて甲良町の建設工事、契約審査会のメンバーで条件つき一般競争入札等の入札のあり方の内容等についてを理解を1つにしていきたいということで、現在考えておりますのは、愛荘町より担当者を講師に招き、役場行政の中の建設関係の職員を対象に研修会を開くなどして十分研修を深めていきたいというふうに思っているところでございます。

それと併せて、事務的なことも含めて条件つき一般競争入札制度を業者に通知等、今後どうしていくかということなど、事務的な一連の作業、また、書面の点検などを検討していくことを考えているところでございます。

もう1点につきましては、今日まで聞いておりますと、現在は指名停止基準等についても県に準じているというようなところがありますので、それについても町指名停止基準等についての策定の検討も行っていきたいということでありまして、いずれにいたしましても、甲良町にとっての入札のあり方について学習を深めることが大切だと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ教訓を活かして真摯な体制、真摯な制度づくりを検討をお願いしたいと願ってやみません。

大きな筋では、担当職員、担当されているさまざまな部署の職員が、これは工事入札、非常に大きな金額になります。たとえ数百万であれ、数千万であれ、また、1億を超える工事であれ、業者としては必死であります。その必死さから行政の担当者に予定価格及び最低制限価格の非公開の部分を探ってくるというのがどこでもあらわれていますし、暴力的なことでされる場合もあれば、収賄、贈賄という、そういうケースに進む場合もあります。そういう意味でも、業者の側から責めるすき間を与えない。1町職員の心がけ

では防げない問題があります。

この事件を契機にしていろいろな方に聞きましたが、私の友人も行政職をしている方がありますが、やはりその金額を幾らで入れれば落札ができるのかという点では責められるケースが多々ございます。そういうすき間をつくらない制度を検討いただいて、業者の中の合意も必要であります。そういう合意をつくる上での先頭に立っていただくことを切に要請をしておきたいと思えます。

1つ目に、湖東圏域の公共交通総合連携計画についてであります。

町民の中の望むあり方、公共交通のあり方で多いのは、1つに、交通弱者にとってのドア・ツー・ドア、この希望も非常に高いものであります。

2つ目に、料金設定が安価であること、主に病院はじめ公共施設の循環型の交通手段が多いのではないかというように思います。

いただきました愛荘町の資料を見ていますと、各実績の利用者数が載せられています。例えば、東近江市の巡回バス、ちょこっとバスであります。利用者数が1日に464人というようになっています。それから、米原も聞くところによると好評だというように聞いていますが、利用者数は45.0。その中の米原地域が45.0、近江地域、旧近江町の地域ですが、19.0という差がございます。それから、彦根市が実施をしている愛のりタクシーとりいもと、2地域あるわけですが、そして、愛のりタクシー稲枝というのがあります。鳥居本の路線は1日3人というように報告されていますし、稲枝路線は1.9というようになっています。こういう点でも巡回バスの優位性、求められているところがございます。お隣の豊郷町のすまいるタウンの1路線巡回をしている路線バスであります。これが1日44.7人というように、平成19年度。それから、18年度は41.1というように記されています。

そういう意味でも巡回バスの優位性、それから、希望されている内容というのがここに反映していると思えますが、そこで、こういう希望を反映する上でも甲良町は甲良町の地形や公共交通の配置状況がありますし、それに基づく住民ニーズがございます。独自の課題と、やっぱり関連をしてみたいです。そういう意味で、甲良町と比べますと彦根市は、全国の中では大都市というように呼べるわけではありませんが、彦根市に属する必要はないというように考えますが、この点でも根本的な検討が私は必要だというように思えます。

そして、対等平等の連携のために、甲良町はこうする、そして、彦根市の協力を逆に求める。例えば、路線でいきますと、タクシーが彦根市民病院に行こうと思えますと、路線バスの時刻表を見ていますと、南彦根駅まで行か

ねば市民病院に行く路線バスにめぐり会いません。河瀬駅ですともう一つ乗り継がねばなりません。そういう点でも、甲良町の利便性を考えれば、南彦根に行って、そして路線バスに乗る。2回待つ必要がありますし、帰りはまた大変であります。

そういう意味でも私が特定してこういうコースをつくれというように、今構想で持っているわけではありませんが、そのニーズに応える路線と、それから料金設定が必要だというように思いますので、この点の現在の状況、それから、どのような立案をされているのか、まず、よろしく願いいたします。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 2番目の湖東圏域の公共交通総合連携計画におきまして、甲良町は甲良町の地形、また公共施設の配置、町民のニーズ等独自の課題があるということで、今現在、議員もご承知のように、平成21年度において甲良町公共交通のあり方検討調査報告書でも明らかになっておりますように、甲良町の地形的特徴につきましては、国道8号線やJR線など、比較的交通条件に恵まれた位置にあることはあるんですけど、JR河瀬や近江鉄道尼子までのアクセスが不便であると。

それと、もう1点につきましては路線バス、これにつきましてはバスの停留所の直接アクセスもできている集落が少ないということと、利用の関係からいきますと、町人口の約3分の1しかカバーできていないということです。

もう1点は、本町においては公共交通が今ほど言いましたように手薄なことによりまして、マイカー中心の自動車交通への依存度が高いということでございます。

そうしたことと併せて、今後本町としてはさらなる高齢者の時代を迎える中で、公共交通サービスの充実が求められることは必至だと思っております。

それともう1点、買い物や医療機関など、町内で完結していない生活圏があるということでありまして、甲良町が独自で実施した検討調査報告を受けて、現在、圏域の中で取り組んでおるわけなんでございますけれど、そうした取り組みの中において甲良町の公共交通対策は広域的に進めることを基本姿勢に圏域での連携計画の事業実施過程で、本町の報告に基づく独自課題を解決するための調整を現在図っております。議員が言われましたように、周辺の駅、またバスとの連絡調整等も当然課題になってこようと思っております。

現在、各集落懇談会を含めて、乗り合いタクシーの実証実験についてもJR河瀬駅、また豊郷病院、ビバシティなど、町内では完結していないルート設定、すべての集落に停留所の設置など検討をいたしまして、その検討結果

を尊重する中で準備を進めているところでございます。

したがって、決して彦根市に従属するというものではありません。あくまでも公共交通に関する甲良町の課題解決をするための取り組みとして圏域の連携計画に基づく事業の実施があると認識いたしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、大きく言って2つの課題を整理をしていく必要があると私は考えています。

1つは、4月の全員協議会の際にいただきました連携のイメージ図を見ましても、従来路線に影響を与えない。つまり、阻害をしないという前提が加えられています。そこで、先の協議になると思いますが、従来路線に対する湖国バスへの補助金、各町が負担をしております。甲良町も数百万円だったというように記憶しておりますが、その財源も含めて調整をして、公共交通の体系にふさわしい方向で交通業者とも協議をする必要が出てくると思います。それが1つです。

2つ目は、やはり湖東圏域の連携ということになりますと、先ほども言いました彦根市に従属しないというのが大きな課題になってきますし、その視野で今検討をいただいているのであれば、甲良町の町民が希望する一番大きな病院とか公共施設、豊郷病院、それから彦根市民病院もあります。他の医療機関もございますが、主に2つのところに交通弱者が行ける体系というのが非常に大事だと思いますので、この2つの課題を整理をしていくという方向をぜひとも視野に入れて検討いただきたいというように思います。

そこで、この計画を立案する上での一番大事な視点は何かということを考えてまいりました。一番大事な考え方は、生活の支えとして、もっと広く生きる権利としての移動手段を最大限保障するというのではないかとこのように思います。車を運転できる間は、その重要性は私も含めて実感としてなかなか身につけません。しかし、動きづらい、病気になりますと、これはタクシーを呼んだり、バスに乗ることが甲良町に来て何回かありました。そういうときの公共交通は身にしみて感じているものです。

そこで、実績を上げている福井市の例が載っておりました。そしてまた、木曾福島の例も載っておりました。福井市でありますと、車のない私の命綱という利用者のコメントが載っておりまして、年間1万人の利用者がされておりまして、乗り合いタクシーという過疎化のまちを走るタクシーが実施をされておりまして、そういうのも実態に学んで甲良町にふさわしい公共交通、そして、私が言いました生きる力をはぐくむ、保障する、そういう移動手段として町が厚い手当てを行うという立場で立案、検討して、実証実施の結果

だけ、つまり今で言えば予想、独断できませんが、利用者は本当に愛荘町の資料で見るように少ないというように思います。彦根市で、鳥居本や稲枝でも1日1.9とか、鳥居本ですとちょっと多く3.0というようになっていますので、そういう意味でも潜在的なニーズをどう引き出すのかというのも大事な視点ですので、実績を上げている近隣の自治体などに十分に学んでいく必要があると思いますので、その点、今言いました検討、ご見解よろしく願います。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 現在の、1点目の湖国バス料金のことでございますけれど、これについては路線バスで本町から627万9,000円の予算を見ております。そうした中、県補助が154万円ということで、これも年々減ってきているということを知っておりますので、この辺も考えていただいま西澤議員が言われておりますように、豊郷病院、また彦根市民病院等についても今後会議等がございますので、豊郷病院については今ルートはありますけれど、彦根市民病院等、あらゆるところにおいて本町の町民が利用されるというところについては検討していきたいというふうに思っております。

それと、また、生きる力、生きる権利、病気等についてということで、今現在福祉課の方においても障害者の医療機関の送迎というのか、その部分もありますので、福祉課と検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ2つの大きな課題を設定を私はさせていただきました。そういう点で検討を鋭意していただくことを要請して次に進みます。

農業振興についてであります。

1つは、政府の戸別補償、これが実施をされました。報道によりますと、申請は作付面積の30%台というように報道されています。そういう点でもこの戸別補償制度が今の農業の再生を期するという状況にはほど遠い現状が私はあるというように思いますが、甲良町の農業の現状に照らして、現在どのように進めておられるのか、まずお聞きいたします。

○山田議長 産業課長。

○茶木産業課長 国の制度によります戸別補償所得制度が新たに進行しているわけですが、これにつきましては、今年度に入りまして、今年に入りましてから各集落なりの法人関係者、多くの方に何回となく説明会を持ちながら今年度に入ってから申請なり、作付面積の確認の提出なりを行っていただいている状況でございます。

集落懇談会でもこの問題を取り上げまして、戸別補償制度のあり方について

てという制度についての、農協さんも交えて説明を行っているところでございます。今回の対象となるための申請をこの6月いっぱいまでに申請を行うというところで集落が取り組んでいただいているものでございますので、これについてはすべて甲良町については申請がしていただけるものというふうに確信をしておりますが、大きくはやはり戸別補償でございますので、2点のこの中には制度がございますので、これの米に対する1万5,000円の制度、また集団転作によります制度、2つの制度がございますので、これのしっかりとした把握を集落でもしていただきながら、今取り組んでいただいているというふうな状況でございますので、これがモデル対策事業でございます。この制度がモデルじゃなくて本格実施に向けた方向の中でも、この6月10日の新しい農林水産大臣の会見では本格実施に取りかかっていたいというふうなことが新聞紙上にも載っておりますので、中途半端に終わっていただくんじゃなくて、しっかりとした取り組みをしていただきたいというふうな、今、現状で思っているところでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、1つお尋ねをして報告をいただきたいのですが、甲良町の現在での申請状況で、作付面積との関連、ないしは対象者といえますか、対象耕作者といえますか、その割合がどれぐらい進んでいるのかというご報告をお願いします。

そして、この問題は、米の戸別所得補償の制度は、私ども3つの大きな問題点があると考えています。

1つは、価格の暴落に対しての手当てがありません。そして、低い生産費の計算から、制度から算定をしますと、1万5,000円。従来の政府の説明でも生産費は1万6,500円というように農林水産省は1俵当たり報告をしているわけですし、その分でも不足をします。そういう従来の平均値というようになりますので、暴落をしたときの手当てがありません。

もう一つは、転作の助成金、これとセットでありますので、この分が減らされてきますし、転作の奨励金の制度も変わると聞いています。

もう一つ、3つ目の大きな問題点は、輸入自由化はとめない。こういうことになっています。米や、それから穀物の輸入に頼る割合がどんどん膨らんで、60年代以来膨らんで、エネルギーベースでいきますと5割を割って47%と言われております。穀物のベースでは27%と言われておりますので、その分については、つまり輸入自由化は推進するという立場で民主党の幹部は表明をしておりますし、そういう点での問題点が含まれています。このところ国政の制度ですので、行政としてなかなか言いづらい面がありま

すが、作付者、農家の希望から言えば、今の現状になかなか合わない点を十分に見ていただいて対応していく必要がありますので、まず、その2点、よろしくをお願いします。

○山田議長 産業課長。

○茶木産業課長 まず、甲良町の対象者の割合でございますが、今現在、交付の申請を各集落ごとでまとめていただいて、農協の方、いわゆる水田協議会の方に提出をしていただいている状況でございますし、今の割合についてはまだ把握は全部できておりません。来週から農協の方に出向いてその調査をかけるというふうなことで今農協の方との調整をやっておりますので、またわかればご報告はできるかなというふうな思いをしております。

もう1点、価格差の問題でございますが、国については1万5,000円、今おっしゃっていただいたのは1万6,500円の、そういうお話があったように思いますが、この1万5,000円については、いわゆる生産に係る労力の費用計算によって1万5,000円が見ているものでございまして、それについては基礎定額部分ということで一律の交付がされるわけでございますが、今後につきましては、交付内容については定額部分の交付と変動部分の交付というふうな形で2点の米のモデル事業の交付が考えられておられます。これにつきましては、いわゆる過去3年間の販売価格の情勢を見て、それが今年度低ければ変動部分の交付をしていくというふうな国の考え方をしておりますので、変動部分については過去3年間の調整を行いながら国の方は価格を一定補償をしていこうというふうな基準を示しておられますので、これにつきましては順次協議がされていくというふうな思いをしております。

それと、輸入の関係については、米の自由化がなってますますと米の米価もいろいろと今後下がってくるであろうというふうな思いも推測するわけでございますが、国につきましては米の米価、いわゆる国が政府米として買い上げる制度はやはり考えていないという方向をどうも示しているようでございますので、これは米の自由化の中で各地域が湖東圏域管内でもってみんなで協議をしながら米価の安定を図っていく対策も今後は必要じゃないかなというふうな思いをしております。

あと、転作につきましては、助成制度につきましては、本町につきましては輪番制になって、市場については水稻でございますが、麦から大豆への二毛作による転作を多く行っている状況でございますので、国の単価については約1万5,000円の転作の補助をされるわけでございますし、それと別途に経営安定所得対策というところで集落間で取り組まれている転作についての補償制度が別個にございますので、それについてはまた個々申請がもうじき始まっていくわけでございますが、そういう中で対応がされて

いくというふうな思いをしております。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今、答弁の中でも明らかになりましたように、国が国民の食料保障を責任を持つという体制を崩した中に今回の問題点がありますし、この食料自給率を向上させるという展望がわいてこない問題点も浮き上がってきているというふうに私は思います。

そこで、甲良町内の直販所の育成ともかかわりまして、生産者の組織の育成の現状、それから、リーダーの育成や組織の発展などについての現状と課題についてご報告お願いいたします。

○山田議長 産業課長。

○茶木産業課長 甲良町におきましては、いわゆる法人組織を立ち上げていただいている集落が4集落ございます。それと、特定農業団体と類似するといううことで、いわゆる8集落が集落営農に取り組みながら現状の集落におけます田んぼの維持管理を行いながら経営を行っている状況でございますので、基本的にはいろんな集落の物の考え方がございますし、1つには、いわゆる二毛作の麦から大豆への生産だけじゃなくて、新たな園芸品目を付加した形で多目的経営における農業振興を図っていかなければならないというところで取り組んでいただいている集落もございますので、そういう中をしっかりと甲良町も支援をしながら拡大をして、麦、大豆だけじゃなくて、いわゆる園芸作物の振興も含めながら生産向上に努めていただきたいというふうな考え方をしているわけでございますし、そういうことで各集落も、いわゆる経営安定をめざすためには今後5カ年におけます経営をどうしていくのかというところでも集落ごとに協議をされながら今取り組んでおられるところもございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、もう一方では、交流村の方を動かしていくためのせせらぎ直売所の組織もございます。現在60名超えてきましたが、そういう組織の中で新たな役員さんも改選されながら方向をまた見出していこうというところで、また来週からそういう会議も入りながら生産拡大につなげる組織づくり、また部会制度を立ち上げて、今年度は生産拡大を図っていくというところで協議を進めているところでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 直販所との関係で生産者組織、直販所を支える生産者の組織の現状が、以前からも言っています、熱心な役員さんともども、そしてそれだけでは不足します。というのは、自然相手の作物ですので、どれだけ農家の方

が努力をしても出荷ができないという状況は農作物特有の問題点でありますし、その点からも生産者の今現在の直販所を支える組織状況、そして役員の体制、そして理事会ですか、まとめ役の役員の機関があると思いますが、その現状での課題はどのようになっているのでしょうか。

○山田議長 産業課長。

○茶木産業課長 5月に新たに役員改選を、せせらぎ直売所の総会を行っていただきまして役員改選をし、新たな組織で動いていこうというところで総会もしていただきました。その中でも各部会を設けようということでした部会制度、野菜・いちご部会とか露地部会とか、ハウスの部会なんかも今設置もしていただいて新たな方向で動いていこうというところで組織の拡充も図っていただいたところでございます。

そういう中でもやっぱり大きな問題については今の現状である直販所、北落のところに設置をしておりますが、これについての大きな課題が出ているところでございます。これにつきましては早く今の造成ができた場所に設置をし、生産者もそこで出荷ができる体制づくりを早急にやってほしいというふうなことが再三この総会でも議論をされているところでございます。

そういう意味からもふるさと交流村のところに造成が一部完了し、まだ上物は少し、舗装等もまだでございますが、今年度の9月の補正に向けては新たな方向を見出して生産者の意欲拡大も図りながら進めていきたいというところで仮の直売所という、また単独の経費をつぎ込むわけでございますが、そういうことのないような形の中で近畿農政局と調整も今行う準備をしております、新たな方向を見出して直売所の建設を行いながら、本格的な建設は24年度行うわけでございますが、多目的に使えるような施設づくりを検討し、生産者の意欲を高めていきたいというふうな思いをしているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、直販所の現状ですが、確かに掘っ立て小屋というように言われておりまして、生産者の意欲がそぐれる。しかし、建物で商売をするわけじゃありませんが、改善はぜひ必要であります。

そこで、私、以前から言っていますKモールでの、試験的に去年、お盆にされたように聞いていますが、本格的な稼働、そして、今の造成地のところで事業を始めるといふ兼ね合いもありますが、集客の状況だとか、そういう点から見ても、Kモールでの稼働をしてほしいという声は町民からもかなり聞くところであります。

そこで、現在の直販所の移動について、そして、移動するまでの間、Kモールでの直売活動の再開というのも十分に視野に入れてしていく必要がある

というように思います。聞くところによりますと、既に稼働をしているハウスの生産は、町内販売だけに頼るわけにいかないというので、愛知、名古屋方面に出荷をされていると聞いていますし、また、出荷を準備されている方も直販所だけに頼るわけにいかんというのは非常に大きな声であります。同時に、直販所を核としたいという声も、希望も非常に強いのであります。

そういう点で、どういように両方をとらえながら進めていくかというのが大事なポイントでありますし、難しいポイントだと思いますが、この点、どういように整理をされ、考えておられるか、お尋ねします。

○山田議長 産業課長。

○茶木産業課長 まず、第1点のKモールでの販売でございますが、一時的に昨年の8月、キクを主に販売をやっていただきましたが、売り上げによる人件費による問題で1時間当たりの単価が出てこないという大きな問題も維持管理費の中で浮き彫りになってきたのが現状でございますし、直売所も運営しながら、Kモールの外でもやっていこうというところで取り組んできたわけですが、今現在休止状態というふうなKモールの方は形になっておりますので、それにつきましてもまた新たな新役員さんのもとでの取り組み方向については検討をしなければならぬというふうな思いをしております。

それと、ハウスが沢山建って、トマトとイチゴが主に大きく甲良町でも特産化されるようになってきているのが現状でございます。その中で、甲良町についても圃場事業として整理している部分がございますので、基本的には交流村ができたなら直売所に出していただくのが大前提でございますが、いわゆる同じ時期に同じものが沢山とれると過剰になってきますので、その辺の生産者の収益を上げるためにはどうするかという部分からも検討しますと、そういう都市への物流を使いながら甲良の野菜、園芸作物を出していくのも1つの手ではないかなというふうな思いをしておりますので、その辺についてはうまくバランスがとれる生産体制づくりと交流村への出荷をどうしていくのかということでは今後しっかりともう一度詰め直す必要があるのではないかなというふうな思いをしております。今つくられているトマトでも沢山できたらどこに出荷していくのかという問題もございますので、それをしっかりと詰めるということでも思っておりますし、交流村の方については必ず生産者はそこに出荷をしていただくということが大前提の中で生産をしていただいておりますので、そういうことで進めております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、先ほどから再三ふるさと交流村の名が出ています。しかし、次は町長にお尋ねをしておきたいというように思います。ふるさと交流村の今後についてであります。大規模なああいう計画は当面といたしますか、

縮小をする。しかし、直販所計画や、それから地域の地域おこしの1つの拠点にするという計画は持っておられると思いますので、私は直販所を盛り立てていく上でも実態に合った事業名というのを考えていく必要があるというように思います。従来からとられた、シャワー室があり、喫茶店があり、レストランがあると。こういうふるさと交流村という大規模な計画ではないという意味でも実態に見合った事業名を検討をしていく必要があると思います。幸いといいますか、風でふるさと交流村の看板が飛ばされていますので、新たに考える必要があるのではないかと思いますので、この点、お願いいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 今、西澤議員の方から質問をいただきました。農産物の直販施設、いわゆる交流村構想については、これは正直申し上げまして、甲良町の今後の活性化する拠点というようなことで非常に重要な位置づけになるのではないかなというような思いをしております。

そういう中で、今年の選挙で私も公約をさせていただきました。できるだけ甲良町の規模、能力に見合う施設に縮小をしたいというようなことで全面的な見直しをさせていただくというようなことでございます。3月いっぱい造成工事が終わりました。先ほど産業課長が言いましたように、今現在、造成工事が終わって、そのままの状態で見板も飛びました。その中で、この間の金屋の集落懇談会でも、あんな草ぼうぼうでほっておくのかというような指摘もいただきました。北側の斜面もスギナが随分生えているというようなことで、早速草刈り作業を職員の方にもしていただいたり、早速今現在、少しずつ造成の跡地が草が生えてきておりますので、そういう除草作業も順次やりながら、常に造成当時の維持ができる体制を保ちながら、少しずつ、あそこに拠点施設が何かできるんやなというような位置づけを進めていきたいと。

そういう中で、バラックの建ち前の北落地先の分も、ちょうどカーブになって交通事情も悪い。だから、施設を見る前に車の前方を見るだけが精いっぱいということではなかなか立ち寄りがたいというようなこともありますので、せつかくよい場所に用地造成ができたというようなことで、仮店舗というようなことで、そこに今後、後でいろんな、物置とかいろんな、このまま使えるというような部分でむだにならない程度の小ぢんまりしたやつを、先に仮店舗を建てて、そこで直販所として営業していただくことによって、今の組合員の方々の士気がとことんまで落ちてきていますので、その士気をちょっと回復して頑張ってもらいたいと。でないと、今のままじゃやめていこうぜというようなことがかなり聞かれておりますので、そういうことのないよう

に何とか盛り返しをしようというようなことで仮店舗を建てさせていただきたいと、これが1つ。

そういうことによって、甲良町はあそこに将来的な直販施設ができるんやなど、そういうことまで少しずつ浸透、あるいは宣伝の効果が開けていく中で、平成24年度をめどに直販施設のみ建設をさせていただくというようなことで、一番図面では第4工区は調整池、それと、いわゆる大型自動車の駐車場、これについては補助金も55%いただけるというようなことでございますので、そういう第4工区の整備をすると。第1工区は、いわゆるトイレと駐車場、情報システムの部分というようなことで、これは、せんだっても彦根の方の湖東土木事務所の所長さんと合わせていただいて1時間ほど面談をし、極力お願いをさせていただきながら、これは補助金対象の事業として、駐車場、駐車場用地の用地買収費も県の方で買い上げていただくというようなことで、駐車場とトイレと用地買収は皆県の方で補助金事業として進めてもらうというようなことである程度のご理解、ご協力をいただくという方向で、それも決定をしております。

そういう中で、直販施設になる部分については、24年度をめどに、今のうちには組合員が60名登録されていますが、今後いろんな花卉、野菜、果物だけじゃなしに、いろんなそれ以外のものも含めて組合員を募集できるような体制にこれから取り組んでいきたい。そういうことによってオープンに向けてあと2年余りの間にしっかりとそういう下準備を進めていこうというようなことでございます。

したがいまして、西澤議員がおっしゃるように、実態に、甲良町に合わせた形で、規模としてはあまり大きくない、誰が見ても、これやったら甲良町の規模やったら当然このぐらいの規模やと言われるような形で計画を立て、当然議員の皆さんにも事前にまたいろんなご審議もいただきながら、検討もいただきながら意見を聞いて進めていきたい、このように思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 不安を解消する上でも、また、町長の大幅、全面的見直しに見合った事業名というのもぜひ視野に入れて検討いただきたいということを要請を改めてさせていただきたいと思えます。

次に、国民健康保険の問題であります。

国庫負担の大幅増額は切実な大同団結、つまり立場を超えて大同団結できる要望ではないかと思っています。1984年には49.6%だった国庫負担が、2007年度には25%にまで下げられてしまいました。今日の膨大な国保税滞納者や自治体会計の逼迫の背景に国庫負担を大幅に減らした歴代の自民党政治、そして、その路線を国民的立場で修正できない民主党の政治

が横たわっていると考えます。立場の違いを超えて、この国庫負担を増やせという運動、声を上げていきたいというように思います。1つ目のところでの回答をお願いします。

2つ目は、同時に国保問題は健康を守る、命を守る課題でもあります。健康推進委員の講座の資料を見ますと、改めて県下の短命自治体の返上をどう進めるのかというのが大きな課題だと思いますし、命の平等を町政の中心に据えて取り組むということをやぜひともしていきたいですし、行政にもお願いし、私たちにできるところでも十分やっていきたいというように思います。

そして、3つ目の、滞納者の分納相談、これは非常に問題が生じています。この分納相談について、実態に合って1万円とか5,000円という一律的に規定をしないで、実態に合った分納相談に心がけていただきたいという点を、3点続けてお願いいたします。

○山田議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいま西澤議員の質問が3点あったかと思えます。

私の方から、第1点目の国庫負担の大幅増額は切実な大同団結できる要望ということと、2点目の命の平等を町政の中心にという方策についての回答を申し上げておきます。

議員おっしゃいました、確かに医療費に対します補助金はかなり減額されているということで、私の数字では現在34%まで落ち込んでいるというようなことを聞いています。そういった中で、低所得者や高齢者の多い構造的な面からしますと、補助金にどうしても頼らざるを得ない当町といたしましては、そういった要望活動も切に必要ではないかというような思いを持っているところでございます。私も町村会等も通じて要望もしていきますけども、議員さんとも協力がいただけるところにつきましては協力いただきながら、ともにそういった活動も、展開もしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の短命自治体返上のために思い切った方策をとというような意味合いでございます。こういった分析につきましては、広報等でもお知らせをしているところでございますので、現状の取り組み、特に特定健診の検査項目には、町単独事業としまして尿酸値、クレアチン、腎不全の項目も取り入れまして、腎臓対策や、健診受診後は一人一人面接での結果返しと保健指導に力を入れているところでございます。

また、必要のある方には栄養相談なり、血糖値の検査、微量アルブミン検査、腎肝臓も町独自の項目としてやっているところでございます。

それが、当町、糖尿病が非常に多いというようなところから、糖負荷テストも併せて実施もしているというようなことでございます。

このような健診の取り組みと、さらに今後必要な項目があれば法定外の項目も増やしながらか、そういった健診に努めていきたいという思いは持っていますのと、特に予防という観点から、生活習慣を特に見直すということが大変必要ではないかという思いを持っております。予防に取り組むことが必要でございまして、従来の健康づくりをさらに高めるために地域や社会全体で健康づくりに取り組み、住民の健康づくりの活動や食育に対し行政や医療機関等が積極的に支援する姿勢が重要でもあると思います。

このような状況から、国や滋賀県の健康づくり運動とも連動しながら、本年、甲良町食育推進計画及び健康増進計画を策定し、予防を柱に推進もしていきたいということで、22年度もこういった計画策定のための予算の計上もしているところでございます。

以上でございます。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 3番目の西澤議員の質問の前に、今の2番の短命自治体、甲良町は短命自治体というようなことで汚名を挽回しなければならないなというような思いがございまして。今までから、私も議員のときからいわゆる健診率の問題が必ずございまして。甲良町は国民健康保険に加入しておられる方が非常に多いと。そういう中で、民間企業なり、そういう公共団体に勤めておられる方は、定期的に必ず年1回健診がございまして、国民健康保険の加入の皆さんは、集落単位で検診車が回るなり、いろんな形で健診を行っていただいているんですが、いわゆる健診率がなかなか上がらない、大体5割ぐらいまでしか行かない。というようなことから、早期発見というのがどうしても遅れがちになるというようなことで、早期発見すれば簡単に治療をすれば治るやつも、だんだんとそういうのが、気がついた時分にはもう手遅れやというようなこともございまして。

したがって、健診率を上げるということは大事でもあるし、国の方針では平成24年度中に健診率が上がらないと、65%まで目標として上げないと補助金を減らしますよというぐらい国の方の指導も出ているというような中で、少しずつでも啓発は一生懸命やっています。近隣市町の中では一番啓発はよくやっているのではないかなと私は甲良町の場合、思っております。

それと、個々の皆さんが年に一度でも日帰りドックでも行っていただくというようなことも必要かなと。そういう啓発もやっていきたい。近隣の、近くの豊郷病院や友仁山崎さんや湖東記念病院とか、そういったところに日帰りドックでも行っていただければ、その分に対しての費用の2分の1は甲良町が補助しましょうというようなことで、そういう啓発もこれからは順次進めていくことによって、ちょっとでもこういうことが防げるというようなこ

とつながるのではないかなというように思います。

それと、滞納者の分納相談に温かい心をとということでございます。滞納者に対しては今までから短期証明、あるいは資格証明、そういった形で国保税をきちっと払ってくださいますよ。払っていただいたことに対して年間通して保険証をお渡ししますというようなことでいろいろと奨励なり、指導なりをしてきていた経緯がございます。それは、当然誰しも余裕があれば十分払えるやろうけども、今日の経済情勢やどンドン年がいくことによって、失業するなり、そういうことで離職がされたというようなことで、非常に国保税も払うのが苦しいなってきたというような部分はございます。

そういう中で、やはり民生委員の方なりに相談をいただいて、そして、それなりにいろんな形の補助を受けるというようなことも必要やと思います。それによって免税をしてもらうということも1つの方法ではないかなというように思いをしております。

今年も、西澤議員がご承知のように、3月31日でしたか、ある方が短期の保険証はだめやとか、1年分くれというようなことで強く要望された経緯もございました。その後、その日話し合いをいろいろとさせていただきました。きっちりと約束をしてくださいと。毎月必ず1万円、月末に国保税の納入を約束を確約していただければ1年間の保険証を出しましょうというところまで私も断言をさせていただきました。そして、本人さんからもそのことは約束しますというようなことでしたから、私、税務課にお願いをして1年間の保険証の交付というようなことをさせていただきました。

そのことによって5月31日もきちっと保険料をお払いをしていただいている。ただ、国保の保険料だけ払っていただいて、ほかの税が皆滞ってくるというような現象もございますので、一概に国保、国保というようなことばかりはなかなか言いがたい部分があるのではないかな。こういう中で少しずつでも私たちも町民の皆さんの健康管理と早期での治療をしてもらうための保険証というものに対しては十分配慮はさせていただきたいというふうに思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

健康推進委員の講座の資料を見ていると、いろんな疾患ですべてトップクラス、ないしはトップから2番目とか3番目という上位クラスです。ただ1つ、女性のがんについては下のランクであります。真ん中よりちょっと下という状況であります。私が申したいのは、個々の努力や個別の施策というよりも、現状を打開するために、今、町長が進んで答弁をいただきましたので、また、まちおこしの観点からも、そして命の平等を進める上でもどのよ

うな町民にも健康で暮らせる環境づくり、条件づくりは、全町民が賛同できる課題だと思うのです。出産から老いの暮らしまで、課題を1つずつ洗い出して、総合的な対応で病根の因子を克服するプランづくりをぜひ検討いただいて提案をしたいというように思いますし、それには庁舎挙げての体制や取り組みが必要だというように思いますし、この表を見ていますと、本当に県下一の、私、聞いてびっくりしたんです。前回も言いましたけども、それを改善をさせる大きな、中心的な取り組みが必要だと思います。

もう一つは、分納の点で実例の方がわかりやすいというように思いますが、生活保護を受けている方は、そこから国保の納入はストップになりますので、1,000円とか2,000円の単位でも受け付ける。そして、温かい相談で、大げさですが、生きる希望がわいたということを報告をいただいた方もございますので、その点、願いをして答弁を求めたいと思います。

○山田議長 住民課長。

○山崎住民課長 当然、議員のおっしゃる意味合いからしますと、保健福祉課だけでは当然だめでございますので、やはり食育なり健康増進計画を立てるにあたりまして、各課、関係課の方々の協力なり、また、民間の協力もいただきながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 課題は大きく難しいかじ取りが必要だと思いますが、要請をして一般質問を終わります。

○山田議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

これをもって通告書による一般質問を終わります。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

最後に、北川町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 6月の定例会も予定より若干、前局長の不幸もございまして延期をさしていただきました。8日の日に開会をさせていただき、昨日全員協議会、そして今日本会議という中で、6月議会にそれぞれ提案をさせていただきました議案につきましては、十分ご審議をいただき、そして可決をいただきました。大変ありがとうございました。

先ほども西澤議員から参考になるいろんな一般質問もいただきました。総合的にすべてをなかなか実行するというのは非常に難しい部分もございしますが、行政挙げまして、さらにしっかりとそれを精査しながら取り組んで町民の負託に応えていきたいと、このように思っております。

そういう中で、今後とも議員各位の皆さんのご協力、ご支援をいただきながら進めていきたいと、このように思いますので、甚だ簡単ですが、閉会に

あたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうもご苦労さんでございました。

○山田議長 これをもって、平成22年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修